○ 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)

	五号。以下「資産流動化法」という。)に規定する優先出資証券する優先出資証券(この号及び次号を除き、以下「優先出資証券する優先出資証券(この号及び次号を除き、以下「優先出資証券する優先出資証券(この号及び次号を除き、以下「優先出資証券で株券の性質があ有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少少ない場合) (取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少労ない場合) (取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少別のでは、 (取得して) () () () () () () () () () (の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ない場合) (取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少かない場合) (取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少かない場合)
関の回) 第六章 有価証券の取引等に関する規制(第二十条—第三十三条の第一章~第五章の五 (略) 目次 現 行	国の丘 第六章 有価証券の取引等に関する規制(第二十条—第三十三条の第一章~第五章の五 (略) 0 正 案

の二第二項第一号、 の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」と 条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定す 並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質 に掲げる有価証券の性質を有するもの 二号イ、 資証券等」という。)を含む。 る投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号 第一条の八の二第一号、 第一条の七第二号ロ(1)、 次に掲げる全ての要件に該当する場合 第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号 第一条の八の四第三号イ、 次号イ、 第一条の七の四第二号イ、第 (以下この号、 第一条の五の二第二項第 第二条の四 第一条の五 (以 下 「投

イ〜ハ (略)

という。 証券をい これらの有価証券の性質を有するもの並びに新投資口予約権証券 流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利が付されている 化法に規定する新優先出資引受権をいう。 以下この号、 投資口予約権証券に類する証券 有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち (投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権 新株予約権証券及び新株予約権、 (法第 第一条の五の二第1 以下同じ。 二条第 項第十九号に掲げる有価証券を除く。 及び同法に規定する外国投資 (以 下 一項第二号、 新優先出資引受権 「新投資口予約権証券等」 以下同じ。)又は資産 第一条の七第二号ロ (資産流動 証券で新

> いう。) る投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券 を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定す 並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証 。)及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号 の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一 条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ 二号イ、 資証券等」という。)を含む。 に掲げる有価証券の性質を有するもの 第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、 第一条の七第二号ロ(1)、 次に掲げるすべての要件に該当する場合 次号イ、 第一条の七の四第二号イ、 (以下この号、 第一条の五の二第二項第 第一条の五 「株券等」と 第二条の四 (以 下 券の 第 性質 「投 묽

〜ハ (略)

これらの有価証券の性質を有するもの(同項第十九号に掲げる有 条の七第二号ロ、 化法に規定する新優先出資引受権をいう。 権証券等」という。) 価証券を除く。以下この号、 有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち 流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利が付されている 、の二第二号ロ及び第二条の十二の三第五号において 新株予約権証券及び新株予約権、 第一条の八の四第三号 第 一条の七の四第二 口、 次に掲げるすべての要件に該当する場合 第一条の五の二第二項第二号、 第 一条の四の二第二号ロ、 新優先出資引受権 号、 以下同じ。)又は資 第一条の八の二第二号 「新株予約 (資産流 第二条の 第

」という。) 次に掲げる全ての要件に該当する場合四第三号ロ、第二条の四の二第二号において「新株予約権証券等、第一条の七の四第二号、第一条の八の二第二号、第一条の八の

ぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。びに当該株券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券がそれれ、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並イ 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得さ

行している者でないこと。

で準用する場合を含む。)のいずれかに該当するものを既に発
るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい
るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい
るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい
るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい
るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい
るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい
当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定め
新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定め

ハ・ニ (略)

イ〜ハ (略)

(取得勧誘において少人数向け勧誘に該当する場合)

、次に掲げる全ての要件に該当する場合とする。 第一条の七 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は

(略)

二 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イから

げる要件に該当すること。
びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれ前号イ及び口に掲れ、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並れ、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並・当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得さ

1

)のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。外において同じ。)の発行者が、当該新株予約権証券等と同一当該新株予約権証券等(新株予約権証券を除く。以下口及び

口

ハ・ニ (略)

要件に該当する場合 一 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての

イ〜ハ (略)

(取得勧誘において少人数向け勧誘に該当する場合)

、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。第一条の七年法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は

(略

次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イから

ハまでに定める要件に該当すること。

株券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1) (2) (略)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

- がそれぞれイ(1)及び(2)に掲げる要件に該当すること。者並びに当該株券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行(1) 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得
- に発行している者でないこと。 は一次では、 は正券を除く。以下口において同じ。)の発行者が、当該新株子約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定め は一方であって法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準期する場合を含む。)のがずれかに該当するものを既 は一方では、 は一方ででは、 は一方ででは、 は一方ででは、 は一方ででは、 は一方でにおいて同じ。)の発行者が、当該新

(3) · (4) (略)

の要件に該当すること。 イ及び口に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる全て

(1) (3) (**略**)

れが少ない場合)(売付け勧誘等において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそ

第一条の七の四 法第二条第四項第一号に規定する譲渡されるおそれ

ハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) (2) (略)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当すること

に掲げる要件に該当すること。
者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれイ(1)及び(2)され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行」。当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得

(1)

(3) ·(4) (略)

ての要件に該当すること。ハーイ及び口に掲げる有価証券以外の有価証券、次に掲げるすべ

(1) (3) (略)

れが少ない場合)(売付け勧誘等において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそ

第一条の七の四 法第二条第四項第一号に規定する譲渡されるおそれ

に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。二条の二第五項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号が少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第

株券等 次に掲げる全ての要件に該当する場合

イ〜/ (略)

ぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

べに当該株券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券がそれれ、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並れ、引該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得さ 新株予約権証券等 次に掲げる全ての要件に該当する場合

て準用する場合を含む。)のいずれかに該当するものを既に発 新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定め るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい るものであつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい るものであって法第二十四条第一項各号(法第二十七条におい

ノ・ニ (略)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる全ての要

~~ハ (略)

件に該当する場合

(売付け勧誘等において少人数向け勧誘に該当する場合)

法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める場

第一条の八の四

法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める場

第

条の八の四

三 二条の二第五項第二号イに規定する政令で定める場合は、 に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 が少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第 (売付け勧誘等において少人数向け勧誘に該当する場合) 要件に該当する場合 口 イ 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 新株予約権証券等 株券等 びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれ前号イ及びロに掲 四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。 種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十 げる要件に該当すること。 ハにおいて同じ。) の発行者が、当該新株予約権証券等と同 のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと 当該新株予約権証券等(新株予約権証券を除く。以下ロ及び 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得さ 引き受けられ、 次に掲げるすべての要件に該当する場合 (略) 次に掲げるすべての要件に該当する場合 又は転換されることとなる株券の発行者並 次に掲げるすべての 次の各号

合は、次に掲げる全ての要件に該当する場合とする。

一・二 (略)

イからハまでに定める要件に該当すること。場合は、次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該三 前号に規定する有価証券以外の有価証券の売付け勧誘等を行う

木券等次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1) (2) (<u>略</u>)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

- がそれぞれイ(1)及び(2)に掲げる要件に該当すること。 者並びに当該株券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券 され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行 1 当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得
- に発行している者でないこと。

 に発行している者でないこと。

 に発行している者でないこと。

 に発行している者でないこと。

 に発行している者でないこと。

 に発行している者でないこと。

 に発行している者でないこと。

(3) ·(4) (略)

の要件に該当すること。 イ及び口に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる全て

(1) (3) (略)

合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

一·二 (略)

イからハまでに定める要件に該当すること。場合は、次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該三 前号に規定する有価証券以外の有価証券の売付け勧誘等を行う

株券等
次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) (2) (略)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当すること

- に掲げる要件に該当すること。 者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれイ(1)及び(2)され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行(1)当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得

(3) · (4) (略)

ての要件に該当すること。ハーイ及び口に掲げる有価証券以外の有価証券、次に掲げるすべ

(1) (3) (**略**)

に掲げる全ての要件に該当すること。 譲渡制限のない海外発行証券の売付け勧誘等を行う場合は、 次

(有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し)

第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要 ものとする。 件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める

掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国 国債」という。) 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(略)

地方債」という。 掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に 次に掲げる全ての要件に該当すること。

特殊法人債」という。) 掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に 次に掲げる全ての要件に該当すること

いて、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換される 社債券(あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合にお

> 兀 に掲げるすべての要件に該当すること。 譲渡制限のない海外発行証券の売付け勧誘等を行う場合は、

> > 次

(略)

(有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し)

第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要 件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める

ものとする。

法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に 国債」という。) 掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ〜ハ (略)

地方債」という。) 掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に 次に掲げるすべての要件に該当すること。

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に 特殊法人債」という。) 掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国 次に掲げるすべての要件に該当するこ

いて、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換される 社債券(あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合にお

う。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」とい十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの(ものに限る。以下この号において同じ。)及び法第二条第一項第

イ (略)

ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所(金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第二号において「指定外国金融商品取引所」という。)第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。)第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。)第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。)第二項第二号において「指定外国金融商品取引所(金融管品取引所に類するもの(以下この条及び第三十三条の四の五融方法では、文は当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所(金融資が外国において継続して行われていること。

ハ・ニ (略)

債券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。
 「第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付債券の性質を有の(以下この号において「新株予約権付債券」という。)及び同の(以下この号において「新株予約権付債券」という。)及び同るもの(以下の号において「新株予約権証券等に該当するもの)という。)で新株予約権証券等に該当するもの(以下の場所)という。)で新株予約権証券等に該当するもの(以下の場所)という。)

イ〜ニ (略)

六 債券等(海外発行転換可能社債券及び海外発行新株予約権付債

う。)次に掲げるすべての要件に該当すること。以下この号及び第六号において「海外発行転換可能社債券」とい十七号に掲げる有価証券のうち当該社債券の性質を有するもの(ものに限る。以下この号において同じ。)及び法第二条第一項第

イ (略

ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所(金融市品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもので、)のうち、上場されている有価証券及び第三十三条の四の四融庁長官が指定するもの(以下この条及び第三十三条の四の四融庁長官が指定するもの(以下この条及び第三十三条の四の四部二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。)第二項第二号において「指定外国金融商品取引所」という。)第二項第二号において「指定外国金融商品取引所(金融で上場されていること、又は当該海外発行転換可能社債券の売額が関係である。

ハ・ニ (略)

債券」という。) 次に掲げるすべての要件に該当すること。
 するもの(以下この号及び次号において「海外発行新株予約権付するもの(以下この号において「新株予約権付債券」という。)及び同の(以下この号において「新株予約権付債券」という。)及び同の以下この号において「新株予約権証券等に該当するもの、以下にの場所を有価証券ののでは、

イ〜ニ (略)

六 債券等(海外発行転換可能社債券及び海外発行新株予約権付債

件に該当すること。
の号において「海外発行債券」という。) 次に掲げる全ての要い号に掲げる有価証券のうち債券等の性質を有するもの(以下こ券を除く。以下この号において同じ。)及び法第二条第一項第十

イ〜ハ (略)

う。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。 の性質を有するもの(以下この号において「海外発行株券」といて 株券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券

1~/ (略)

資証券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。
 資証券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。
 資証券」という。) 次に掲げる外国投資信託の受益証券に類する
 法人債券に類する証券を除く。以下この号において「海外発行投資に託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券(投資信託の受益証券に類する
 法人債券に類する証券を除く。以下この号において「海外発行投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券又は投資法人債券に類する証券を除く。以下この号において「海外発行投資証券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ〜ハ (略)

| The Computer Comp

(株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券(投資信託イ 当該権利表示証券が次に掲げる全ての要件に該当する株券等

要件に該当すること。の号において「海外発行債券」という。) 次に掲げるすべてのの号において「海外発行債券」という。) 次に掲げるすべての七号に掲げる有価証券のうち債券等の性質を有するもの(以下こ券を除く。以下この号において同じ。)及び法第二条第一項第十

イ〜ハ (略)

う。) 次に掲げるすべての要件に該当すること。 の性質を有するもの(以下この号において「海外発行株券」といて 株券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券

-〜ハ (略)

正券」という。) 次に掲げるすべての要件に該当すること。百八十号)第十二条第二号に掲げる投資信託の受益証券に類する 「同項第十一号に掲げる外国投資証券(同号に掲げる投資法人債券 同項第十一号に掲げる外国投資証券(同号に掲げる投資法人債券 同項第十一号に掲げる外国投資証券(同号に掲げる投資法人債券 の性質を有するものを除く。以下この号において「海外発行投資 がう。)及び という。)及び という。)及び という。)及び という。)及び という。)及び という。)及び に関する法律施行令(平成十二年政令第四 を第四

イ〜ハ (略)

すること。
て「権利表示証券」という。) 次に掲げるすべての要件に該当九 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券(以下この号におい

等(株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券(投資信イ 当該権利表示証券が次に掲げるすべての要件に該当する株券

及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投 原語券で投資法人債券に類する証券並びに新投資口予約権証券 等を除く。以下イにおいて同じ。)又は社債券等(社債 方るものをいう。以下イにおいて同じ。)又は社債券等(社債 方のをいう。以下イにおいて同じ。)又は社債券等(社債 方のをいう。以下イにおいて同じ。)及び同項第二十二 方のをいう。以下イにおいて同じ。)及び同項第二十二 方のをいう。以下イにおいて同じ。)とは社債券を で投資法人債券に類する証券がびに新投資口予約権証券 及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投

(1) (2) (略)

ロ・ハ (略)

要件に該当すること。
十 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次に掲げる全ての

イ〜ニ (略)

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等)

(1) ·(2) (略)

ロ・ハ (略)

の要件に該当すること。 十 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次に掲げるすべて

イ〜ニ (略)

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等)

ものとして内閣府令で定めるところにより金融庁長官の承認を受け に該当しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることがない 事業年度が複数あるときは、 家向け有価証券に該当することとなつた日の属する事業年度 算した所有者の数が三百に満たない場合 ての末日における当該有価証券の内閣府令で定めるところにより計 日及び直前の事業年度の開始の日前二年以内に開始した事業年度全 た有価証券とする。 を経過している場合に限る。)であつて、 に規定する特定期間をいう。第四条の二第一項において同じ。 項、 第三条の四及び第四条の二の二において同じ。)の末 その直近のものとする。)終了後三年 (当該有価証券が特定投資 特定投資家向け有価証券 (当該

√ 三 (略)

限る。)に対して行う有価証券交付勧誘等 西方円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に 画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うこ とを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が とを内容とする契約であつて各役員等(当該特定投資家向け有 限る。)に対して行う有価証券交付勧誘等に係る特定投資家向け有価証券(次に

> 券に該当しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることが 年を経過している場合に限る。)であつて、 資家向け有価証券に該当することとなつた日の属する事業年度 計算した所有者の数が三百に満たない場合 日及び直前の事業年度の開始の日前二年以内に開始した事業年度 けた有価証券とする。 いものとして内閣府令で定めるところにより金融庁長官の承認を受 該事業年度が複数あるときは、 以下この に規定する特定期間をいう。 ての末日における当該有価証券の内閣府令で定めるところにより 項、 第三条の四及び第四条の二の二において同じ。)の末 第四条の二第一項において同じ。 その直近のものとする。)終了後三 (当該有価証券が特定投 特定投資家向け有価証

一~三 (略)

限る。)に対して行う有価証券交付勧誘等(当該特定投資家向け有価証券の関付け(当該発行者の他の役員等(当該特定投資家向け有個に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等(当該特定投資家向け有個で設定の計算である。)の発行者の他の役員等(当該特定投資家向け有限る。)に対して行う有価証券交付勧誘等に係る特定投資家向け有価証券(次に

イ (略)

等又は新投資口予約権証券等

「法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証

(略)

/ ~ ホ

(略)

3 (略

(確認書を提出しなければならない会社の範囲等)

第四条の二の五 (略)

2

(略)

イ (略)

券

口

法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証:

等

ハ〜ホ (略)

3

(略)

第四条の二の五 (略)

(確認書を提出しなければならない会社の範囲等)

2 (略)

b 法第二十四条の四の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表条の四の二第一項又は第二十四条の四の二第一項又は第二十四条の四の二第一項又は第二十七条において準用する場合を含む。)及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)及び第四項において準用する場合を含む。)及び第四項において準用する場合を含む。)の規定により確認書(法第二十四条の四の二第一項(法第二十四条の四の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項(同条第において準用する場合を含む。)の規定において準用する場とおりとする。

読み替える法の規定
読み替えられる字句
読み替える字句

第六条

前条第

項及び第十

確認書

読み替える法の規定

読み替えられる字句

読み替える字句

2							4	
	(略)		第九条第一項	(略)	読み替える法の規定	(訂正確認書に関する読替え) の表の二の六 法第二十四条の第四条の二の六 法第二十四条の第四条の二の六 法第二十四条の第四条の (* (略)	
5三第二項(法第二十七	(略)	届出書類	十三項	(略)	読み替えられる字句	る技術的読替えは、次の表のとおりとする。て確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定にて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定にお四条の二の六 法第二十四条の四の三第一項(法第二十七条にお(訂正確認書に関する読替え)		出書類による届
法第二十四条の四の三第二項(法第二十七条において準用する場	(略)	訂正確認書	確認書	(略)	読み替える字句	でででででででででででででででででででででででででででででででででででで		
2							4	
	(略)		第九条第一項	(略)	読み替える法の規定	(訂正確認書に関する読替え)	(略)	
?三第二項(法第二十七	(略)	届出書類	十項	(略)	読み替えられる字句	る技術的読替えは、次の表のとおりとする。て確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定におで準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定にお四条の二の六 法第二十四条の四の三第一項(法第二十七条にお(訂正確認書に関する読替え)		書類の規定による届出
法第二十四条の四の三第二項(法第二十七条において準用する場	(略)	訂正確認書	確認書	(略)	読み替える字句	る技術的読替えは、次の表のとおりとする。て確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定におい四条の二の六 法第二十四条の四の三第一項(法第二十七条におい(訂正確認書に関する読替え)		

場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四 三第二項の規定による技術的読替えは、 三第一項に規定する訂正確認書をいう。 の三第一項において準用する法第七条第一 十条第一項の規定により確認書の訂正確認書(法第二十四条の四 合を含む。 以下この項において同じ。)において法第二十四条の四 次の表のとおりとする。 以下同じ。 項、 第九条第一項又は第 が提出された \mathcal{O} \mathcal{O}

三第一項に規定する訂正確認書をいう。

以下同じ。)が提出され

(法第二十四条の四

第九条第一項

又は第 一条の四

十条第一項の規定により確認書の訂正確認書 の三第一項において準用する法第七条第一項、

合を含む。

以下この項において同じ。)において法第二十四

第六条

3

略

(内部統制報告書を提出しなければならない会社の範囲等)

第四条の二の七 (略)

 \mathcal{O} 以下この条及び次条において同じ。 合を含む。以下この項において同じ。)において法第二十四条の四 項 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 四第一項又は第二項 法第二十四条の四の四第五項 (法第二十七条において準用する場合を含む。) (これらの規定を同条第三項において準用し (法第二十七条において準用する場)及び法第二十四条の四の四第 の規定により

> 三第二項の規定による技術的読替えは、 場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四 読み替える法の規定 書 項 前条第 読 類 の規定による届出 み替えられる字句 項及び第十 次の表のとおりとする。 読み替える字句 訂 正確認書 0

略

3

(内部統制報告書を提出しなければならない会社の範囲等)

第四条の二の七 略

2 兀 の四第一項又は第二項 以下この条及び次条において同じ。)及び法第二十四条の四の四第 合を含む。以下この項において同じ。)において法第二十四条の四 法第二十四条の四の四第五項 項 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 (法第二十七条において準用する場合を含む。) (これらの規定を同条第三項において準用 (法第二十七条において準用する場 の規定により

術的読替えは、 報告書をいう。 内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項に規定する内部統制 ついて法の規定を準用する場合における同条第五項の規定による技 以下同じ。)及びその添付書類が提出された場合に 次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 前条第 出書類 読み替えられる字句 三項の規定による届 項及び第十 その添付書類 内部統制報告書及び 読み替える字句

3

略

(訂正内部統制報告書に関する読替え)

第四条の二の八 ける同項の規定による技術的読替えは、 統制報告書及びその添付書類について法の規定を準用する場合にお て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において内部 法第二十四条の四の五第一 次の表のとおりとする。 項 (法第二十七条におい

読み替える法の規定 略 読み替えられる字句 略 読み替える字句 略

> 報告書をいう。 内部統制報告書(法第二十四条の四の四第一項に規定する内部統制 術的読替えは、 ついて法の規定を準用する場合における同条第五項の規定による技 以下同じ。)及びその添付書類が提出された場合に 次の表のとおりとする。

(} 1	類(サラル・・・)	
その添付書類内部統制報告書及び	頃の規定による届出前条第一項及び第十	第六条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

3

略

(訂正内部統制報告書に関する読替え)

第四条の二の八 ける同項の規定による技術的読替えは、 統制報告書及びその添付書類について法の規定を準用する場合にお て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において内部 法第二十四条の四の五第一項 次の表のとおりとする。 (法第二十七条にお

(略)	読み替える法の規定
(略)	読み替えられる字句
(略)	読み替える字句

3	
(略)	
3 (略)	

出書類

2 合を含む。 第九条第 いて法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の五第二項 いう。以下この条及び次条において同じ。)が提出された場合につ 訂正報告書(法第二十四条の四の五第一項に規定する訂正報告書を 十条第一項の規定により内部統制報告書又はその添付書類について の五第一項において準用する法第七条第一項、 略 法第二十四条の四の五第二 一項 以下この項において同じ。)において法第二十四条の四 十三項 第五条第 届出書類 略 二項 (法第二十七条において準用する場 項及び第 その添付書類 内部統制報告書及び 訂 第九条第一項又は第 略 正報告書

略

略

略

届出書!

類

訂

正報告書

第九条第一

項

項及び第

内部統制報告書及び

その添付書類

十項 第五条第

2 の規定による技術的読替えは、 いて法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の五第二項 いう。以下この条及び次条において同じ。)が提出された場合につ 訂正報告書(法第二十四条の四の五第一項に規定する訂正報告書を の五第一項において準用する法第七条第一項、 合を含む。 十条第一項の規定により内部統制報告書又はその添付書類について 法第二十四条の四の五第三 以下この項において同じ。)において法第二十四条の四 項 次の表のとおりとする。 (法第二十七条において準用する場 第九条第一項又は第

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第十	当該訂正報告書
	書類項の規定による届出	

第六条

前条第

項及び第十

当該訂正

報告書

三項の規定による届

読み替える法の規定

読み替えられる字句

読み替える字句

 \mathcal{O}

規定による技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

(四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲等)

第四条の二の十(お

2~4 (略)

訂正報告書	届出書類	
四半期報告書	十三項	第九条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

6 (略)

二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条においたの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第合を含む。)において法第二十四条の四の七第一項又は第二項(こるを含む。)において法第二十四条の四の七第五項(法第二十七条において準用する場方、法第二十四条の四の七第五項(法第二十七条において準用する場方、法第二十四条の四の七第五項(法第二十七条において準用する場方、法第二十四条の四の七第五項(法第二十七条において準用する場方、法第二十四条の四の七第五項(法第二十五条)

(四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲等)

第四条の二の十 (略)

2~4 (略)

一個条の四の七第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりの表の四の七第四項の規定による技術的読替えば、次の表のとおり、以下同じ。)について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書をいうのででは、以下この項及び次項において同じ。)において四半期報のとする。 法第二十四条の四の七第四項(法第二十七条において準用する場合)

届出書	第九条第一項	読み替える法の規定 読み妹	
育類	米第一項及び第	み替えられる字句	
訂正報告書	四半期報告書	読み替える字句	

(略)

6

二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び次条におい合を含む。)において法第二十四条の四の七第一項又は第二項(こ名・法第二十四条の四の七第五項(法第二十七条において準用する場

の四の七第五項の規定による技術的読替えは、 された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条 十四条の四の七第四項において準用する法第七条第一項、第九条第 て同じ。)の規定により四半期報告書が提出された場合及び法第二 項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出 次の表のとおりとす

て同じ。)の規定により四半期報告書が提出された場合及び法第二

第九条第

る。 読み替える法の規定 出書類 前条第一 読み替えられる字 三項の規定による届 一項及び第十 句 読み替える字句 当該四半期報告書及 び訂正報告書

第六条 る 読み替える法の規定 の四の七第五項の規定による技術的読替えは、 された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条 十四条の四の七第四項において準用する法第七条第一項、 項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出 書類 項の規定による届出 前条第一 読み替えられる字句 項及び第十

8 9 略

(上場株券に準ずる株券等)

第四条の三

(略)

(上場株券に準ずる株券等)

に掲げる有価証券とする。

法人に関する法律に規定する投資証券をいう。

以下この項にお (投資信託及び投資

金融商品取引所に上場されている投資証券

て同じ。

法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める有価証券は、

次

第四条の三

8

9

略

2 に掲げる有価証券とする。 法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める有価証券は、

次

(新設)

店頭売買有価証券に該当する投資証券

(新設

当該四半期報告書及

び訂正報告書

読み替える字句

次の表のとおりとす

(親会社等状況報告書の訂正に関する読替え)

項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。について、同条第三項において法の規定を準用する場合における同第四条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
法第九条第一項	第五条第一項及び第	親会社等状況報告書	
	十三項若しくは第七	若しくは第七条第一	
	条第一項の規定によ	項の規定による訂正	
	る届出書類	報告書	

(発行者が会社以外の者である場合の読替え)

た	三 注	読
1	ざい計 法第十三条第一項た	説み替える法の規定
会社法第二百七十七	新株予約権証券	読み替えられる字句
投資信託及び投資法	新投資口予約権証券	読み替える字句

(親会社等状況報告書の訂正に関する読替え)

項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。について、同条第三項において法の規定を準用する場合における同第四条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書

			法第九条第一項	読み替える法の規定
届出書類	第一項の規定による	十項若しくは第七条	第五条第一項及び第	読み替えられる字句
報告書	項の規定による訂正	若しくは第七条第一	親会社等状況報告書	読み替える字句

(発行者が会社以外の者である場合の読替え)

技術的読替えは、次の表のとおりとする。る場合について法の規定を準用する場合における同条の規定による第四条の九善法第二十七条の規定において発行者が会社以外の者であ

(新設)	(新設)	読み替える法の規定
(新設)	(新設)	読み替えられる字句
(新設)	(新設)	読み替える字句

	ŧ	決権	<u> </u>	b S	第	第	で	ŧ	第六条			(inter-	- Ij	一 法				
· 二 (略)		(公開買付けによらなければなら、公開買付けによらなければなら、会に関げる有価証券(株ものは、次に掲げる有価証券(株できる事項の全部につき議決権(、第二百二十八条第一項又は第百四十第二百二十八条第一項において準第二百二十八条第一項において準第二百二十八条第一項とおできなり発行者に対抗することができなり発行者に対抗することができない株式)を行使することができない株式	開		(略)	Т	第二十三条の三第											
	以下この節において「株券等」という。	う。)に係る株券その		とができない有価証券	において準用する場合	は第百四十八条第一項	き議決権(社債、株式	価証券(株主総会にな	二第一項に規定する方	公開買付けによらなければならない有価証券等		(略)	新株予約権の	新株予約権証券			約権無償割当て	条に規定する新株予
	という。)とする。	い株式」という。)に係る株券その他の内閣府令で定める	(第十四条の五の二において「議	い有価証券に係る議決権を含む。	第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定によ	第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法	できる事項の全部につき議決権(社債、株式等の振替に関する法律	(株主総会において決議をすることが	法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定める	业券等)		(略)	新投資口予約権の	新投資口予約権証券	無償割当て	する新投資口予約権	十八条の十三に規定	人に関する法律第八
· 二 (略)	ものを除く。以下この	決権のない株式」とい) を行使することができない株式	り発行者に対抗するこ	第二百二十八条第一項	第百四十七条第一項マ	できる事項の全部につ	ものは、次に掲げる有	第六条 法第二十七条の	(公開買付けによらか	!	(略)		(新設)				
	ものを除く。以下この節において「株券等」という。)とする。決権のない株式」という。)に係る株券その他の内閣府令で定める第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定によ第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法をある。)を行使することができない株式(第十四条の五の二において「議第一四十八条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法をある。)の表記には、次に掲げる有価証券(株主総会において決議をすることがものは、次に掲げる有価証券(株主総会において決議をすることがものは、次に掲げる有価証券(株主総会において決議をすることが	二第一項に規定する有	、条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券(公開買付けによらなければならない有価証券等)	(略)	(新設)	(新設)												
		?他の内閣府令で定める?	の五の二において「議	に係る議決権を含む。	Iを含む。)の規定によ	((これらの規定を同法	等の振替に関する法律	いて決議をすることが	法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定める	· 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		(略)	(新設)	(新設)				

投資証券等及び新投資口予約権

四• 五. (略)

2 •

(公開買付けの適用除外となる買付け等

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定め する買付け等をいう。 る株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定 (略) 以下この節において同じ。)とする。

法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。 及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をい より発行者に対抗することができない株式又は投資口(投資信託 第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に 分の一を超える数の議決権 その他の内閣府令で定める者 ている場合における当該関係法人等 株式又は投資口 百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法) の社員の地位を含む。 という。)が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等 以下この節において同じ。)に係る議決権を含む。 (外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する 以下この節において同じ。)を所有し (社債、 (以下この号において「関係法人等 株式等の振替に関する法律第 (内閣府令で定める者を除く 以下同じ)に係る

から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等

(前号

兀 投資証券等 五. (略)

2 • 略

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定め 一 5 五 する買付け等をいう。 る株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等 その他の内閣府令で定める者 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等 (略) 以下この節において同じ。)とする。 (以下この号において「関係法人等 (同項に規定

。)の社員の地位を含む。 」という。)が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三 ている場合における当該関係法人等 法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。 株式又は投資口 及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をい より発行者に対抗することができない株式又は投資口(投資信託 第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に 分の一を超える数の議決権(社債、 百四十七条第一項又は第百四十八条第一項(これらの規定を同法 以下この節において同じ。)に係る議決権を含む。 から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等 (外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する 以下この節において同じ。) 株式等の振替に関する法律第 (内閣府令で定める者を除く)に係る を所有 以下同じ (前号

に掲げるものを除く。)

場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等いで行うことにつき、当該株券等の全ての所有者が同意しているであつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらな七、株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合

八~十五 (略)

2~4 (略)

(株券等所有割合の算定に加算する有価証券

令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。 第九条の二 法第二十七条の二第八項第一号及び第二号に規定する政

一~五 (略)

六 新投資口予約権証券等

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

て準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲斗二条 法第二十七条の五第三号(法第二十七条の八第十項におい

一~七 (略)

げる場合とする。

託及び投資法人に関する法律第百四十一条第一項、第百四十九条は第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求又は投資信条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項若しく八 会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九

に掲げるものを除く。)

る場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等いで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意していであつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらな七 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合

八~十五 (略)

2~4 (略)

(株券等所有割合の算定に加算する有価証券)

令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。 第九条の二 法第二十七条の二第八項第一号及び第二号に規定する政

一~五 (略)

(新設)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

て準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲第十二条 法第二十七条の五第三号 (法第二十七条の八第十項におい

一~七 (略)

げる場合とする

に係る買付け等をする場合
八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求に基づき株券等条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八 会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九

三第一項の規定による投資口の買取りの請求に基づき株券等に係の三第一項、第百四十九条の八第一項若しくは第百四十九条の十

(禁止される買付条件等の変更)

る買付け等をする場合

為は、次に掲げるものとする。第十三条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行

(略

をいう。第十四条第一項第一号ワにおいて同じ。)の割当て法人に関する法律第二条第十六項に規定する新投資口予約権法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。)に に 株主に対する株式若しくは新株予約権の割当て (新たに払込み

(略)

2

(公開買付けの撤回等)

るものを除く。
ものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当すものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当す、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは

務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。)の業一 対象者又はその子会社 (会社法第二条第三号に規定する子会社

(禁止される買付条件等の変更)

為は、次に掲げるものとする。第十三条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する政令で定める行

(略)

せないで行うものに限る。) 株主に対する株式又は新株予約権の割当て (新たに払込みをさ

2 (略)

(公開買付けの撤回等)

| ものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当すものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当す、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは

務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。)の業対象者又はその子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社

りこ艮る。)。 定をしたこと(公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたも

のに限る。)。

イ〜ヲ (略)

で行うものに限る。)又は新投資口予約権の割当てワー株式若しくは新株予約権の割当て(新たに払込みをさせない

カ〜ツ (略)

二 (略)

た場合を除く。

びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われびトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われ行つた日以後に発生したものに限る。)。ただし、イ、ハ、ホ及二 対象者に次に掲げる事実が発生したこと(公開買付開始公告を

イ~ト (略)

取引所において上場が廃止された場合に限る。) 株券の上場の廃止(当該株券を上場している全ての金融商品

IJ

ヌ (略)

四·五(略)

2 (略)

(公開買付けの適用範囲)

第十四条の三の二 (略)

定をしたこと(公開買付開始公告を行つた日以後に公表されたも

のに限る。)。

イ〜ヲ (略)

カ〜ツ (略)

(略)

びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われ行つた日以後に発生したものに限る。)。ただし、イ、ハ、ホ及一 対象者に次に掲げる事実が発生したこと (公開買付開始公告を

た場合を除く。

- 品取引所において上場が廃止された場合に限る。) チー株券の上場の廃止(当該株券を上場しているすべての金融商イ〜ト (略)

券が上場されたことによる場合を除く。)に限る。)金融商品取引業協会において登録が取り消された場合(当該株リ 株券の登録の取消し(当該株券を登録しているすべての認可

四 · 五

(略

ヌ

(略)

2 (略)

(公開買付けの適用範囲)

第十四条の三の二 (略)

2|ものは、 同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含 法第二十七条の二十二の二第 投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の一 項第一号に規定する政令で定める 第 項

(新設)

3

む。

の規定とする。

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の七 第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合と に法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並び

規定による株式の買取りの請求若しくは投資信託及び投資法人に る買付け等をする場合 四十九条の八第 関する法律第百四十一条第 よる投資口の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等に係 五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の 会社法第百十六条第一項、 項若しくは第百四十九条の十三第 第四百六十九条第一項、第七百八十 項、 第百四十九条の三第 一項の規定に 項、 第百

(略

公開買付者に係る重要事実の公表に関する読替え)

第十四条の三の十三 (略

2

(略)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の七 する。 第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合と に法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並び

会社法第百十六条第一項、 に係る買付け等をする場合 規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株券等 五条第一項、第七百九十七条第一項若しくは第八百六条第一項の 第四百六十九条第一項、第七百八十

二~六 (略

(公開買付者である会社に係る重要事実の公表に関する読替え)

第十四条の三の十三 略

(上場等株券等の範囲等) 「に規等株券等の範囲等) 「に規等株券等の範囲等) 「に規定する政令で定める有価証券に該当する投資証券等とし、同条に規定する政令で定める法令の規定は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二令の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第二人の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定とする。	五 新投資口予約権証券等	約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予(株券関連有価証券の範囲)
(新設)	券とする。 一・二 (略) 2 (略) (対象有価証券の範囲) (対象有価証券の範囲) (対象有価証券の範囲) かるものは、次に掲げるものとする。 一~四 (略) (新設)	約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予(株券関連有価証券の範囲)

(関連有価証券の範囲)

に下る。 七条の六において「関連有価証券」という。)は、次に掲げるもの 七条の六において「関連有価証券」という。)は、次に掲げるもの に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(次条及び第二十 特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号 二十七条の四 法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の

という。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同信託約款に定めた投資信託(投資信託をいう。第三十二条の二第一号において同じ。)又はこれに類する外及び第三十三条の二第一号において同じ。)又はこれに類する外及び第三十三条の二第一号において同じ。)又はこれに類する法律国投資信託(同法第二条第二十四項に規定する投資として運用することを当該上工業の一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上し、)に係るもの

二~七 (略

(上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実

で定める事項は、次に掲げるものとする。 第二十九条の二の二 法第百六十六条第二項第九号リに規定する政令

一~六 (略)

(上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要事実)

(関連有価証券の範囲)

とする。
七条の六において「関連有価証券」という。)は、次に掲げるもの七条の六において「関連有価証券」という。)は、次に掲げるものに掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(次条及び第二十特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号二十七条の四 法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の

二~七 (略)

、(上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

で定める事項は、次に掲げるものとする。 第二十九条の二の二 法第百六十六条第二項第九号トに規定する政会

一~六 (略)

(上場投資法人等の資産運用会社に発生した事実に係る重要事実)

令で定める事実は、次に掲げるものとする。 第二十九条の二の五 法第百六十六条第二項第十三号ニに規定する政

· | (略)

四・五 (略) 以外の者による破産手続開始の申立て等をいう。以下同じ。)以外の者による破産手続開始の申立て等投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社 (投資信託及び三)債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社(投資信託及び

、公開買付けに準ずる行為

予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付 するものを含むものとし、 を含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)、新株予約権証 株券(外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの の性質を有するものを含む。)又は投資証券等の発行者の発行する 商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱 規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、 令で定める有価証券 資口予約権証券等 社債券の性質を有するものを含むものとし、 有価証券に該当する株券(外国の者の発行する証券又は証書で株券 (外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有 法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に 投資証券等 (内閣府令で定めるものを除く。) その他内閣府 (以下この条において「株券等」という。) を (内閣府令で定めるものを除く。)、 内閣府令で定めるものを除く。)、 内閣府令で定めるもの 金融 新株 新投

令で定める事実は、次に掲げるものとする。 第二十九条の二の五 法第百六十六条第二項第十三号ニに規定する政

一•二 (略)

いう。以下同じ。) 以外の者による破産手続開始の申立て等投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社を三 債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社(投資信託及び

四・五 (略)

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、 内閣府令で定める有価証券 予約権付社債券(外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付 するものを含むものとし、 株券(外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するも の性質を有するものを含む。)又は投資証券等の発行者の発行する 商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱 を除く。)、投資証券等 社債券の性質を有するものを含むものとし、 を含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)、新株予約権証 有価証券に該当する株券(外国の者の発行する証券又は証書で株券 (外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有 を買い集める者 法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項 (その者と共同して買い集める者がいる場合に (内閣府令で定めるものを除く。)その他 内閣府令で定めるものを除く。 (以下この条において「株券等」という 内閣府令で定めるもの 金融

株券等所有割合 該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直前における の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める行為 換算した株式又は投資口に係る議決権の数をいう。 発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。) につい もつて買い集める当該株券等に係る議決権の数 己又は他人(仮設人を含む。 該共同して買い集める者を含む。 を超える部分に係るものに限る である場合には、 に係る議決権の数の合計を当該発行者の総株主等の議決権の数で除 より発行者に対抗することができない投資口に係る議決権を含む。 ついては投資口に係る議決権 七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗する ては株式に係る議決権 ことができない株式に係る議決権を含む。 用する同法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定に て得た割合をい 下この条において て同じ。 の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより ,集める者(その者と共同して買い集める者がいる場合には、)の合計が当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数 (自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等 当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の 「買集め行為」という。)とする。ただし、 以下この条におい (社債、 以下この条において同じ。 (同法第二百二十八条第一項において 株式等の振替に関する法律第百四十 以下この条において同じ。) て同じ。 の数を、投資証券等に (株券 以下この条にお が 百 (外国の者の)の名義を 分の 五. が 自 未満 当 当

含む。 分の五を超える部分に係るものに限る。 行為(以下この条において 権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買い集める 規定により発行者に対抗することができない投資口に係る議決権 券等については投資口に係る議決権 については株式に係る議決権 の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。 名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数 五未満である場合には、 数で除して得た割合をいう。 株券等に係る議決権の数の合計を当該発行者の総株主等の議決権 おける株券等所有割合 条において同じ。)の合計が当該株券等の発行者の総株主等の議決 により換算した株式又は投資口に係る議決権の数をいう。 おいて準用する同法第百四十七条第一 抗することができない株式に係る議決権を含む。) 百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対 が自己又は他人 当該株券等を買い集める者の当該買集め行為を開始する直 当該共同して買い集める者を含む。 の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところ (仮設人を含む。 (自己又は他人の名義をもつて所有する当該 当 該買集め行為のうち株券等所有割合が百 「買集め行為」という。)とする。 以下この条において同じ。 (社債、 以下この条において同じ。 (同法第二百二十八条第 項又は第百四十八条第 株式等の振替に関する法律第 以下この条において同じ。 の数を、投資証 (株券 以下この が百分の 一項 一項に ただ . 前

は、

(会社関係者等の特定有価証券等の取引の対象とならない有価証券 |

)

る有価証券は、次に掲げるものとする。 第三十二条 法第百六十六条第六項第四号の二に規定する政令で定め

-〜三 (略)

四投資証券等

五 投資証券等に係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲

げる有価証券

六 投資証券等を受託有価証券とする有価証券信託受益証券

(特定株券等の範囲)

債券その他の政令で定める有価証券(以下「特定株券等」という。 株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社第三十三条 法第百六十七条第一項に規定する上場等株券等又は上場

は、次に掲げるものとする。

(略)

一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び新

投資口予約権証券

権証券に類するもので、金融商品取引所に上場されており、又は律に規定する外国投資証券のうち投資証券若しくは新投資口予約価証券の性質を有するもの又は投資信託及び投資法人に関する法

外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有

店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

(会社関係者等の特定有価証券等の取引の対象とならない有価証

る有価証券は、次に掲げるものとする。 第三十二条 法第百六十六条第六項第四号の二に規定する政令で定め

一~三 (略)

(新設)

(新設)

(新 設)

(特定株券等の範囲)

債券その他の政令で定める有価証券(以下「特定株券等」という。株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社第三十三条 法第百六十七条第一項に規定する上場等株券等又は上場

は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券

店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの 価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は投資証券若しくは新投資口予約権証券に類するもの(前号に掲げるものを除く。)で、これらの有価証券を受託有価証券とする有るものを除く。)又は投資証券の性質を有するもの(前号に掲げるものを除く。)又は投店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五 外国の者の発行する証券若しくは取扱有価証券に該当するも 無証券の性質を有するもの(前二号に掲げるものを除く。)で、これらに係る権利を表示する法第二条 特でで、これらに係る権利を表示する法第二条 場がるものを除く。)で、これらに係る権利を表示する法第二条 おり、又は店頭売買有価証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有 の

(株予約権に準ずる権利等)

資証券とする。券に準ずるものとして政令で定める有価証券は、同法に規定する投入に関する法律に規定する新投資口予約権とし、同号に規定する株人に関する法律に規定する新投資口予約権とし、同号に規定する株件を関する法律に規定する新投資の場合。

四 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち第一号に掲げる有四 外国の者の発行する証券若しくは証券に類が高いに上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取の有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは投資証券の性質を有するもの(前号に掲げるものを除く。)又は投扱有価証券に該当するもの

(新設)

第三十三条の五の二 法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する | 第三十三条の五の二 法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する 第三十三条の四の五 第三十三条の四の四 第三十三条の四の三 第三十三条の五 準ずる行為 る有価証券は、 (売付け又はその媒介若しくは代理及び募集又は売出しの取扱いに (株券及び優先出資証券に準ずる有価証券) (株式の買取りの請求に相当する他の法令の規定による請求) (算定基準有価証券) (未公開有価証券) 限る。)の償還を受けることができるものを除く。)又は投資証 券で投資法人債券に類する証券(元本(発行時に確定するものに 資法人に関する法律に規定する投資法人債券若しくは外国投資証 券等若しくは新投資口予約権証券等 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、投資信託及び投 (略) (略) 次に掲げるものとする。 法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定め (略 (略 第三十三条の五 第三十三条の四の四 第三十三条の四の二 第三十三条の四の三 七 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、投資信託及び投 る有価証券は、 準ずる行為) 八~十八 (算定基準有価証券) (売付け又はその媒介若しくは代理及び募集又は売出しの取扱いに (株券及び優先出資証券に準ずる有価証券) (未公開有価証券) (株式の買取りの請求に相当する他の法令の規定による請求) 投資法人債券に類する証券(元本(発行時に確定するものに限る 資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で)の償還を受けることができるものを除く。)又は投資証券等 (略) (略 法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定め 次に掲げるものとする。 略 略 略

を発行しているときの当該有価証券とする。政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれ

を除く。)
を除く。)

を除く。)

を除く。)

を除く。)

三~十一 (略)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 (略)

及は出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本金の総額若しては出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本金の総額という。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

定を法第二十七条において準用する場合を含む。)及び第十三項一 法第五条第一項(同条第五項において準用し、及びこれらの規

定を法第二十七条において準用する場合を含む。)及び第十項(

(同条第五項において準用し、

及びこれらの規

法第五条第一項

を発行しているときの当該有価証券とする。 政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれ

(略)

資証券で投資法人債券に類する証券を除く。)託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券(投資信

三~十一 (略)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条

2 四条の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はそ くは出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本金の額、 長 内国会社 (内閣府令で定めるものを除く。) に関するものにあつて の発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない 金の総額又は出資の総額をいう。 務局長に委任する。 は当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局 長官権限のうち次に掲げるものは、 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては に、 その他の者に関するものにあつては関東財 第四十一条の二第二項及び第四十 資本金の額、 基金の総額若し 基

項(第四条の二第一項において準用する場合を含む。 準用する場合を含む。 第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登 よる発行登録書及びその添付書類、 集事項等記載書面、 定を法第七条第二項、 出書及びその添付書類 よる書類 含む。)の規定による承認申請書及びその添付書類、 基づく第四条第一項 おいて準用する場合を含む。 同条第五項において準用し、 価証券報告書及びその添付書類、 十七条において準用する場合を含む。) の規定を同条第五項において準用し、 録取下届出書、 の規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に を含む。 一十四条の二第四項 (法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による有 (法第二十七条において準用する場合を含む。 (法第二十七条において準用する場合を含む。) の規定による届 並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合 法第1 の規定による書類及びその補足書類 法第二十三条の三第四項 一十四条第八項及び第九項(これらの規定を法第 法第二十三条の三第一項及び第二項(これら (第四条の二第一項において準用する場合を)、第二十四条第一項及び第三項(これら 第九条第一 第二十四条の四の二第六項 法第五条第六項及び第七項 及びこれらの規定を法第二十七条に 第十三号において同じ。)の規定に 二項及び第十条第二項において準条第六項及び第七項(これらの規 法第二十四条第一項ただし書 法第二十三条の七第一項 及びこれらの規定を法第三 並びに第二十四条第六項 (法第二十七条において の規定による募 法第五条第十項 (法第二十四条 第四条第三 の規定に (法

二十四条第一項ただし書 九項(これらの規定を法第二十四条の二第四項、 る場合を含む。 その添付書類、 項において準用する場合を含む。 において同じ。) らの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 を含む。)の規定による有価証券報告書及びその添付書類、 項 む。 第二十三条の七第一項 を法第七条第二項、 書及びその添付書類 の二第六項 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む 第一項及び第三項 る場合を含む。)の規定による発行登録書及びその添付書類 第一項及び第二項(これらの規定を法第二十七条において準用 含む。)の規定による書類及びその補足書類 法第二十七条において準用する場合を含む。) の規定による届 第 並びに第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合 (法第二十七条において準用する場合を含む。) 、第二十四)の規定による発行登録取下届出書、 並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を 一項において準用する場合を含む。 (法第二十四条の四の 第四条第三項 0) の規定による書類、 (これらの規定を同条第五項において準用 第九条第一 規定に基づく第四条第一項 法第五条第六項及び第七項 (法第二十七条において準用する場合を含 (同条第五項において準用し、 (第四条の二第一項において準用 一項及び第十条第二項において準用)の規定による承認申請書及び 八第 法第二十四条第八項及び第 一項及び第二十四条の 法第二十三条の三第四 第二十四条の四 法第二十三条の三 (第四条の二第 第二十四 (これ) 第十三号 及びこれ らの規定 条の 五. 法

の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合場合を含む。)、第二十四条の四の三第三項(法第二十四条の四 第十四 法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項にお 用する場合を含む。 による報告書代替書面、 おいて準用する場合を含む。 二十四条の七第五項 足書類、 条において準用する場合を含む。 合を含む。) 三項及び第二十四条の七第五項 を含む。)、第二十四条の四の四第六項、 (これらの規定を同条第三項 において準用し、 項及び第二十四条の五 第 て準用する場合を含む。 0 項及び第二十四条の五の二第一 八第一 項 て準用し、 第二十四 項 及び第 法第二十四条第十三項 (法第二十七条において準用する場合を含む。 第二十四条の四の二第四項 において準用し、 項 全条の四 、及び第二十四条の五の二第一項において準用する 項 並びにこれらの規定を法第二十七条におい 並びにこれらの規定を法第二十七条の規定に (これらの規定を同条第三項にお (同条第六項において準用する場合を含む) 0) \mathcal{O} 法第二十四条の四の二第一項及び第 八第 規定による確認書、 の二第一)、第二十四条の四の四第六項及び第)の規定による書類、 (同条第四項、 項及び第二十四条の五の二第 並びにこれらの規定を法第二十七 (法第二十四条の四の二第六項 項において準用する場合を含む (同条第六項におい)の規定による書類及びその補 項において準用する場合を (法第二十四条の四の 第二十四条の四の五 法第 法第二十四条の四 二十四条の 法第二十四条 て準用する場 1 。 の て準 一用す 八第 規定 兀 て 項 二項 \mathcal{O} 第

四条の 認書、 四項、 二十四条の四の二第六項 項、 第三項 \mathcal{O} する場合を含む。 による書類、 十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。 規定による書類及びその補足書類、 これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 第二十七条におい 同条第三項におい を法第二十七条において準用する場合を含む。 第二十四条の五の二第一項において準用し、 おいて準用する場合を含む。 項において準用する場合を含む。 定を法第二十七条の規定において準用する場合を含む。 いて準用する場合を含む。)において準用し、 第六項において準用する場合を含む。)において準用し、 一項に (法第二十四条の四の八第 四の二第一項及び第二項 第二十四条の四の五第三項及び第二十四条の七第五項 法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二 四の四第六項及び第二十四条の七第五項 法第二十四条の おいて準用する場合を含む。 (法第二十四条の四 法第二十四条第十四項 て準用 て準用する場合を含む。 の規定による報告書代替書面、 兀 する場合を含み、 の四第 (法第二十四条の四の八第一項及び第1 の八第二項及び第二十四条の (これらの規定を同条第三項 項及び第二十四条の五の二第 項及び第二項 第二十四条の四の八第 法第二十四条第十三項 (法第二十七条において準用 第二十四条の四の 第二十四条の四 及びこれらの規定を法 並びにこれらの規定 並びに第二十四条の 並びにこれらの規 (これらの規定 (同条第六項にお の規定による確 法第二十四条 五 \mathcal{O} 二第四項 一項 (同 の規定 並 兀 <u>の</u> (法 (同 項に 及び 条第 一
び
に 第

て準 む。 Ļ 期代替書面、 法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による四半 条の四の七第十項 報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十 条において準用する場合を含む。 第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による四半期 条において準用する場合を含む。 る半期報告書、 十二項において準用し、 二十七条において準用する場合を含む。) を同条第十一項において準用し、 報告書、 れらの規定を同条第三項において準用し、 及びその添付書類、 る場合を含む。 る場合を含み、 の規定による四半期報告書、 補足書類並びにこれらの訂正報告書、 -用する場合を含む。 法第二十四条の五第七項及び第八項)の規定による半期報告書、 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含 (法第二十七条において準用する場合を含む。 法第二十四条の四の七第六項及び第七項(これらの規定 法第二十四条の五第一 及びこれらの規定を法第二十七条において準用す 法第二十四条の五第十三項 並びに第二十四条の四の四第四項 (法第二十七条において準用する場合を含む) 法第二十四条の四の七第一項及び第二項 及びこれらの規定を法第二十七条におい)の規定による外国会社半期報告書及び 法第二十四条の四の七第十二項)の規定による内部統制報告書)の規定による外国会社四半期 法第二十四条の五第四項 及びこれらの規定を法第二十七 項(同条第三項において準用 (これらの規定を同条第 の規定による臨時報告 法第二十四条の五第十 及びこれらの規定を法 (法第二十七条にお (法第二十七 の規定によ (法第 $\widehat{\mathcal{Z}}$

二十四条の五第四項 む。 場合を含む。 規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 項 において準用する場合を含む。)の規定による半期報告書、 含む。)の規定による四半期代替書面、 の訂正報告書、 規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれ これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。 Ļ の七第一項及び第二項 規定による内部統制報告書及びその添付書類、 る半期代替書面 三項(法第二十七条において準用する場合を含む。 る外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告 十四条の四の七第十二項 いて準用する場合を含む。 及び第七項(これらの規定を同条第十一項において準用し、 (同条第三項において準用し、 0 (これらの規定を同条第十二項において準用し、)の規定による四半期報告書、 法第二十四条の五第十一項 の規定による臨時報告書、 及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含 四第四項)の規定による半期報告書、 (法第二十七条において準用する場合を含む。 法第二十四条の四の七第十項(法第二十七条にお 法第二十四条の五第十五項 (法第二十七条において準用する場合を含む (これらの規定を同条第三項において準 (法第二十七条において準用する場合を)の規定による四半期報告書、 及びこれらの規定を法第二十七 法第二十四条の五第七項及び第八 (法第二十七条におい 法第二十四条の四の七第六項 法第二十四条の五第一 法第二十四条の五第十 (同条第十九項に 法第二十四条の四)の規定によ 及びこれらの の規定によ 準用する <u>_____</u>の \mathcal{O}

の二〜十三の二 場合を含む。 四条の五第十五項 規定による四半期代替書面 の七第十二項 よる書類(内閣府令で定めるものに限る。)の受理 掲げるものを除く。)並びに法第百九十三条の二第六項の規定に 法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、 規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定によ 十七条において準用する場合を含む。 法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類(前項第一号に 条において準用する場合を含む。)の規定による臨時代替書面 る外国会社臨時報告書、法第二十四条の五第二十項(法第二十七 て準用する場合を含む。)の規定による半期代替書面、法第二十 法第二十四条第十四項 (法第二十七条において準用する場合を含む。 の規定による報告書代替書面、 (同条第十九項において準用し、及びこれらの (略) 法第一 (法第二十七条において準用する 一十四条の五第十三項 の規定による半期代替書 法第二十四条の四 (法第)

の二~十三の二 (略)

(新設)

3~6 (略) 十四~十九 (略

3 6

略

十四~十九

(略

る場合を含む。

規定による臨時代替書面の提出に係る承認

(法第二十七条において準用す

面及び法第二十四条の五第二十項

- 38 -